

## ○由仁町有物品等貸付運用基準

平成 25 年 6 月 1 日決定

(目的)

第 1 条 この運用基準は、地域振興と協働のまちづくりの推進を図るため、町有物品等（以下「物品等」という。）の貸付けを行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申込みの手続)

第 2 条 物品等の貸付けを受けようとする者は、物品等借受申込書(第 1 号様式)を総務まちづくり課長に提出しなければならない。

(貸付物品等の種類及び貸付対象等)

第 3 条 貸付けをする物品等の種類等は、別表のとおりとする。

2 貸付けの対象は、由仁町自治区設置条例（昭和 27 年条例第 11 号）に基づく自治区及び町内における行政ボランティア活動を行う個人又は団体等とし、貸付料は無料とする。

(貸付期間等)

第 4 条 物品等の貸付日時及び貸付期間は、申込の日時及び作業計画を考慮して総務まちづくり課長がその都度定める。

(借用書)

第 5 条 物品等の貸付けを受ける者は、借受けの際、借用書(第 2 号様式)を総務まちづくり課長に提出しなければならない。

(返納)

第 6 条 物品等は、貸付期間終了後速やかに返納しなければならない。

(貸付けに要する経費の負担)

第 7 条 物品等の貸付けの際の運搬費及び使用中の消耗器材費等は、すべて借受人において負担するものとする。ただし、第 3 条第 2 項により貸し付ける場合の燃料費は、予算の範囲内で町が負担するものとする。

(損害の負担)

第 8 条 貸付物品等の使用につき、使用者に負傷等事故あるとき又は使用者が第三者に損害を与えたときは、町の責めに帰すべき理由による場合を除き、町はその賠償の責を負わないものとする。

(貸付期間中の損害賠償)

第 9 条 物品等を貸付期間中にき損し、又は盗難にあい、若しくはその他の事故により損傷したときは、借受人は、その損害を町に対し賠償しなければならない。ただし、天災地変、その他町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

1 この運用基準は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

No.	種類	メーカー／規格等	保有台数
1	刈払機[1]		1台
2	刈払機[2]		1台
3	刈払機[3]		1台
4	刈払機[4]		1台
5	刈払機[5]		1台
6	自走式草刈機	ホンダ／UM2460K1J(H24年購入)	1台
(備考)			



第2号様式(第5条関係)

借 用 書

年 月 日

総務まちづくり課長 様

住 所

氏 名

印

由仁町有物品等貸付運用基準を了承のうえ次のとおり借用いたします。

記

1 物 品 等 の 種 類

2 借 用 期 間

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

日間 (時間)

3 そ の 他